

時間外労働を行う
には36（サブロク）
協定が必要です。



労働基準局広報キャラクター
「たしかめたん」

「36協定締結 周知期間」

（令和8年1月16日～2月15日）
～ み（3）んなでむ（6）
すぼう！ 36協定 ～

- 「法定労働時間」（1日8時間・1週40時間以内）を超えて労働者に時間外労働（残業）や休日労働を行わせる場合には、
 - ・労働基準法第36条に基づく労使協定（36協定）の締結、
 - ・36協定の労働基準監督署への届出
が必要です。
- 36協定では「時間外労働を行う業務の種類」や
「1か月や1年当たりの時間外労働の上限」、
「休日労働の日数の上限」を決めなければなりません。
- 時間外労働と休日労働には上限規制があります。



©2014 大阪府もずやん

◆36協定に関することは、労働基準監督署の
「労働時間相談・支援コーナー」までお気軽に
ご相談ください。

受付時間：8時30分～17時15分

（土・日・祝日、年末年始を除く）

◆大阪府内の労働基準監督署の所在地・電話
番号は、大阪労働局のホームページに掲載し
ています。

検索 大阪労働局 労働基準監督署